

上天草市環境基本条例をここに公布する。

平成21年12月22日

上天草市長 川 端 祐 樹

上天草市条例第30号

上天草市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第19条）

第3章 環境審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市における環境施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造を図るうえでの支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境の保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全及び創造を図るうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の

状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物採取のための土地の採掘によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で次世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然とが共生できるよう環境への負荷の少ない、かつ、持続的に発展することができる社会を構築するため、すべての者が自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らが行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任及び負担において必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の協力)

第7条 旅行者その他の滞在者等は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるよう協力するものとする。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康で文化的な生活の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合い共生することができる快適な環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進することにより、資源の循環型社会を構築すること。
- (7) 地球温暖化の防止等地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるとともに、上天草市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、毎年度、環境基本計画の実施状況について、上天草市環境審議会に報告するものとする。
- 6 第2項及び第3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境影響評価の推進）

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、当該事業を実施するに当たり、あらかじめその事業による環境への負荷の低減について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第11条 市長は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障となるおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（公共施設の整備等）

第12条 市長は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第13条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理その他の事業実施に当たり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第14条 市長は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるととも

に、これに関する活動の意欲を高めるため、環境の保全及び創造に関する教育、学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

第15条 市長は、市民等が自主的に行う環境の保全及び創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第16条 市長は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を策定するため、必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市長は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境状況の把握に必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市長は、環境の保全及び創造に関する環境教育等の推進及び市民等が自主的に行う活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市長は、市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、連絡体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第19条 市長は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会の設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、上天草市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年上天草市条例第33号)の一部を次のように改正する。
別表第1 上天草市地域福祉計画策定委員会の項の次に次のように加える。

環境審議会	専門委員等	日額	13,000
	委員	日額	5,000